EU が、加盟各国との間で、社会政策の統合を目指して採用している新しい議決方式、

特定多数決制(Qualified Majority Voting) と OMC(Open method of coordination) EU 統合は経済的側面が先行し、この動きに対応して社会的側面(社会政策分野)の統合が動き出し、域内各国政府間の社会政策の統合が、以下の手法により進められている。

①特定多数決制(Qualified Majority Voting)

EU における社会的側面(社会政策分野)の動きは、1953年5月、鉄鋼の共同市場創設から4年後の1957年、ローマ条約(欧州経済共同体、EECの設立条約)ではその248条項の内の12の条項のみ、経済統合の条件として必要な政策のみが取り上げられた。主に生産要素の一つとしての労働力、労働者の自由移動に関する分野が優先的に扱われた。

この時点では、域内各国のその他の社会的側面の政策の動きについて「各国の『協力』を進めるとしただけであり、法的拘束力を EEC に求めるのではなかった」と指摘されているので、加盟各国政府は社会政策の動向について、EEC が主導する、EEC に拘束力を求めるという形ではなかった。

しかし 1986 年 EU 第 3 次拡大の時、ポルトガル、スペインの加入で、産業立地の移動、 投資誘致競争の激化の動き ² がおこる中で、同年 12 カ国で締結された単一欧州議定書 (Single European Act) は、労働環境、労働者の健康と安全の重要性を謳い、EU はこの 分野の政策統合の進め方に、特定多数決制と言う新しい合意形成ルールを採用して、EU 加 盟各国の社会政策の動き、改革への対応をする事になる。

このルールは、EU の域内各国の社会的側面の各分野について統合を進めるための新しいルールであり、E Uは EU 理事会の議決方式を、①全会一致、欧州議会との共同手続きを要する分野、②欧州議会との共同手続きを要する、特定多数決による分野、③加盟国の独占的立法権を認める分野と、3つを区別して対応することとしたが、この②の方式である。②の方式は、加盟国の規模に応じて理事会での票数を決め、かつ小国に有利となるよう

に票の配分をする新しい議決方式であり、特定多数決制という合意形成ルールである。

EU レベルでの政策統合を目指す各国立法は、これまでの全会一致性に変わるこのルール「特定多数決制 (Qualified Majority Voting)」を「整合化のための開かれた方法(Open method of coordination)」といわれる域内主権国家間の政策協力プロセスに組み込んで、EU との間で柔軟な政策協調のための議論と協調を進め、EU の多数の政策領域で意思決定は早まった。1985 年就任したジャック・ドロール委員長のソーシャルヨーロッパ路線 3 の推進、経済的社会的差異を抱えた各国の政策統合は、そのステップを踏み出したのである。

国家の枠を越えて行なう EU の政策の決定過程は「一種独特な政体」とよばれている。

② OMC (The open method of coordination) のプロセスと各国政策

1994年12月のEUのエッセン理事会では「欧州社会モデル」が採択され、新しい貧困、 社会的排除への戦いが優先事項とされ、「多国間雇用監視システム」が導入されている。 「多国間雇用監視システム」とは、欧州委員会の監視機能としてマーストリヒト条約 (1993年11月発効) に定められていた、より社会政策に特化した『多国間雇用監視システム』」であり、加盟各国の取り組みをモニタリングすることで、各国間の「協力」に一定の実効性を持たせることを期待したものとされる。

そして「エッセン理事会で認識された、加盟各国、欧州委員会、欧州理事会、さらにその他の 委員会等との役割分担、レポート提出の日程等が、後に合意されるルクセンブルグ・プロセスの形成の青写真として大きな意義を持っている。」と指摘されている。

1997年6/17~6/18のアムステルダム欧州理事会で妥結したアムステルダム条約の128条から130条にかけては、EUの各機関の雇用問題に関する役割規定がなされ、エッセン欧州理事会で決定した「多国間雇用監視システム」のプロセスが、1997年11月ルクセンブルグ雇用サミット雇用戦略においてまとめられた。これがルクセンブルグ・プロセスと言われて、2000年以降の指標化の時代を牽引する。

上記雇用政策で採られたルクセンブルグ・プロセスを発展させたものが「OMC」とされ、 社会的排除(新しい貧困)への政策策定にも採用されているEU加盟各国の自主的な政策 協力のためのプロセスである。 政策のベストプラクティスを学ぶ相互学習のプロセスとし て、ペナルティの規定は持たない。しかし欧州委員会が決定した各政策の目標に従い、各 主権国家は独自の政策を進めつつ毎年度の目標に向けての進展状況の報告を行い、それを 欧州委員会や欧州評議会が共同報告書という形で評価する。

「『開かれた政策協調手法』(Open Method of Coordination) は、90 年代に進展した単一通貨ユーロの導入に象徴される欧州での経済統合と並行して、雇用分野において進められた政策協調手法である。ルクセンブルグ・プロセスとして始まったこの政策協調は、2000 年リスボン欧州サミット以降、多くの政策領域において用いられている。

この手法では、各国は法的に拘束されるのではなく、各国が合意した戦略とガイドラインの達成のために、各国の実情に合わせた政策を独自に実施する。最終的にはその結果を評価し、成功例を特に取り上げ翌年に生かす、という一連のプロセスを単年度ごとに行なう。本研究においてえられた知見のひとつは、従来型の欧州委員会のトップダウンによる政策の統合よりも、『開かれた政策協調』の方が、多くの政策領域において各国とも実施しやすく、成果も得られやすいということである。」4との事である。

¹参照)伊藤裕一 「『開かれた政策協調手法』の発展とその評価—EU 雇用政策分野における取り組みを中心に一」http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/wp/WP47.pdf P6 06/1010 2 安藤研一 「地域経済統合,直接投資、国際貿易:日系自動車企業の対英直接投資を題材にして」8行目 http://www.soc.nii.ac.jp/jsie/Tohoku_Univ/209_1.htm 06/10/10 3 衣笠哲生 「EU と欧州社会民主主義」 P2/7

http://homepage2.nifty.com/socialist-consort/Opinions/Kinugasa/Kinugasa97.html 06/10/30 4 伊藤裕一「「開かれた政策協調手法」の発展とその評価— EU 雇用政策分野における取組みを中心に—」P1 http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/wp/WP47.pdf 2015/11/10